

【参考】

令和2年度予算（幼児教育関係）

幼児教育の振興

令和2年度予算額 44億円 + 臨時・特別の措置10億円
令和元年度補正予算額 160億円（対前年度補正予算36億円増）
（前年度予算額 42億円 + 臨時・特別の措置19億円）



1. 幼児教育の質の向上

3.9億円（3.4億円）

○幼児教育実践の質向上総合プラン

3.5億円（3.1億円）

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進、教育活動や園運営の評価の実施、Society5.0時代の先端技術を活用した指導方法の開発を行うとともに、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実等の事業を実施する。

○幼稚園教育課程の理解の推進・ECEC Network事業の参加

0.4億円（0.3億円）

新幼稚園教育要領の理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。また、OECDにおいて計画されている調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。

2. 幼児教育の環境整備の充実

40億円 + 臨時・特別の措置10億円
※補正予算額 160億円（対前年度補正 36億円増）
（39億円 + 臨時・特別の措置19億円）

○私立幼稚園施設整備費 5億円（5億円）

※令和元年度補正予算額 10億円

※臨時・特別の措置（防災・減災、国土強靱化関係）5億円（8億円）

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策等の安全対策等の防災機能強化工事に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策やエコ改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。



○認定こども園等への財政支援 35億円（34億円）

※令和元年度補正予算額 150億円

※臨時・特別の措置（防災・減災、国土強靱化関係）5億円（11億円）

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

◆認定こども園施設整備交付金 25億円
◆教育支援体制整備事業費交付金 10億円

幼児教育の無償化とあわせて、**幼児教育の質の向上も極めて重要**。平成30年4月から実施された幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、**地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組支援、幼稚園教諭の専門性向上**に向けた免許上進の推進、**教育活動や園運営の評価の実施、Society5.0時代の先端技術を活用した指導方法の開発**を行うとともに、**障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実等**、以下の事業を実施する。

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

190百万円 (148百万円)

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

公私・施設類型に関わらず域内全体の幼児教育の質の向上を一体的に推進

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

29百万円 (21百万円)

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

幼稚園教諭の専門性の向上、社会的地位の向上

幼稚園の人材確保支援事業

76百万円 (70百万円)

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

幼稚園等における安定・継続的な学校運営

幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

58百万円 (41百万円)

小学校教育との接続、家庭教育との連携、教育活動や園運営の評価の実施、Society5.0時代の先端技術を活用した指導方法の開発等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。また、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児の受入れを行う教諭等が必要とされる知識を得ることができるよう、必要となる研修プログラムの開発及び指導上の配慮に関する研究を行う。

指導の充実、教育活動や学校運営の改善

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

令和2年度予算額 190百万円
(前年度予算額 148百万円)



背景

地方公共団体の体制に関する現状と課題

- 幼児教育は複数の施設類型が存在し、その多くが私立であるため、教育内容面の支援に関して、公立中心の小学校以降とは異なる対応が必要
 - ・ 3～5歳児の約半数ずつが幼稚園、保育所にそれぞれ在園
 - ・ 幼稚園の約8割、保育所の約7割、認定こども園の約9割の園児数は私立
- 約6割の地方公共団体で公私、施設類型により担当部局が異なり、一体的な取組の実施に課題がある
- 教育委員会では、他学校種と比べて幼稚園に係る体制が手薄
 - ・ 幼児教育担当指導主事を配置する都道府県・市町村は、約4割、うち専門性を有するのは、約半数

教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制が、必ずしも十分ではない

幼児教育現場における現状と課題

- 教科書のような主たる教材を用いない「環境を通して行う教育」の難しさを乗り越える人材育成が必要。
- 幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、現場での研修ニーズは高い。
- 若年保育者が多く離職率の高い職場において、園長のリーダーシップの下、学び・育て合う仕組み作りと支援が必要。
- 関係団体が独自の研修を実施しており、既存の資源やネットワークを生かした連携が必要。

保育者の専門性の向上は公私・施設類型に共通する課題

事業概要

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

主な補助内容：

- 体制の充実**
 - ・ 幼児教育アドバイザーの配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
- 体制活用のための人材育成方針**
 - ・ 幼児教育の実践の質向上のためのガイドラインの作成・活用
 - ・ 保育者に必要な資質・能力の明確化、それに基づくキャリアステージに応じた人材育成の内容・方法の明確化 など
- 体制の活用**
 - ・ 研修支援、幼小接続の推進
 - ・ 保育者の専門性の向上や幼小接続等に関する公私・施設類型を超えた一体的な研修支援、巡回訪問、園内研修の中核となるミドルリーダーの育成 など
- 域内全体への波及**
 - ・ 都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作り
 - ・ 都道府県・市町村アドバイザーの連携、行政関係者、園長会、関係団体等による関係者協議会の開催 など

- 事業期間：3年間
- 補助対象者：都道府県・市町村
- 補助率：1/2

主な要件

- ✓ 担当部局を一元化していること
 - ※ 教育・保育内容面に係る事務のみの一元化でも可
 - ※ 事業開始翌年度からでも可
- ✓ 幼児教育センターを設置していること
- ✓ 小学校指導担当課との連携体制確保

○ 現職の幼稚園教諭は、**二種免許状所有者が中心**であり、他学校種と比べてもその割合が極めて高い。(幼稚園：68%、小学校：14%、中学校：3.9%)

各学校における保有免許状別の教員構成(%)

	幼稚園			小学校			中学校					
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立			
専修	0.5	9.8	0.7	0.4	5.1	17.1	5.0	6.3	8.4	25.9	7.6	17.1
一種	27.2	64.3	42.6	23.6	78.9	73.6	79.2	61.9	87.3	71.3	88.2	77.2
二種	68.0	22.5	54.0	71.3	14.0	8.2	14.0	16.9	3.9	2.5	4.0	2.3
その他	4.3	3.4	2.7	4.7	2.0	1.1	1.8	14.9	0.4	0.3	0.2	3.4

※各学校に勤務する義務教諭、栄養教諭を含む。「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

○ 保育士資格の併有率は約82%と高い。※文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」

○ 上級免許状取得のための単位は大学等で修得する必要があるが、**休日や長期休業期間中に履修**するなど、現職教員が働きながら上進できる環境が求められている。

○ 現状では、そうした単位修得に資する免許法認定講習等は、**半数以上の都道府県で実施されておらず**、実施件数等も少ない。

平成30年度

開設者数			開設状況		
教育委員会	大学	計(都道府県数)	科目数	単位数	
20	3	23	(20)	65	69

※例えば、特別支援学校教諭免許状に関する認定講習等は全都道府県で開設されている。

本来要請されている一種免許状所有者の増加を促進する必要

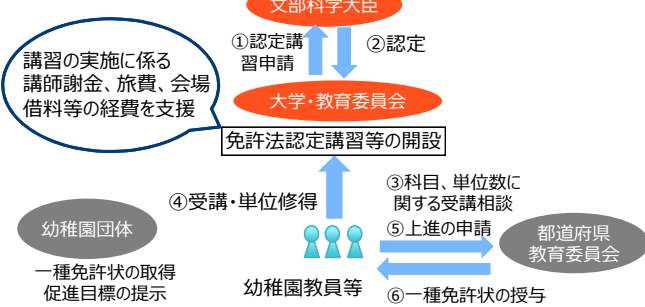
- 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)(二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務) 第九条の五 教育職員で、その有する相当の免許状(中略)が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

事業内容

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

- 委託先：大学*、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会
- *短期大学は専攻科を有する場合に限る。

<事業イメージ>



期待される効果

- 保育者の専門性の向上(特に、中堅教師のキャリアアップとして活用)
- 園運営の改善、幼児教育の質の向上、幼稚園教員等の社会的地位の向上

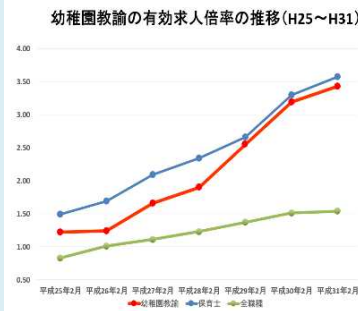
幼稚園の人材確保支援事業

背景・課題

【近年の動向】

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受けて、幼児教育の質を支える優秀な人材の確保が喫緊の課題

- ・人材不足による幼稚園運営の不安定化
- ・幼稚園における教育の質の低下
- ・担い手不足による預かり保育の収容能力の低下



【主な課題】

- ・免許取得者が他業種に就職 ⇒ **新規採用促進**
 幼稚園教諭免許取得者の幼稚園・認定こども園への就職率：約2.7%
 (小学校教諭免許取得者の小学校への就職率：約4.9%)
- ・若年離職者が多い ⇒ **離職防止・定着促進**
 幼稚園教諭離職者のうち30歳未満の割合：約6.1%(小学校教諭：約8%)
 幼稚園教諭の平均勤続年数：約7年(小学校教諭：約1.7年)
- ・離職者の再就職が少ない ⇒ **再就職促進**
 幼稚園教諭採用者のうち元教員の割合：約1.3%(小学校教諭：約2.7%)

事業の内容

○過去3年間の事業実施により、幼稚園団体等による新規採用促進・離職防止・再就職促進の個別の好事例を創出したが、各主体の連携や取組の横展開に課題

○自治体等が取組の中心となり、幼稚園団体・各幼稚園・養成校の取組を結びつけ、総合的な人材確保の取組を行う事例を創出

- ◇委託先(予定)：10団体(都道府県、市区町村及び幼稚園団体)
- ◇事業規模：400万円～900万円程度

幼稚園の取組

- ・社労士等を活用した持続可能な就業規則策定
- ・ICT導入による働き方改革
- ・時短勤務・複数担任制の導入等

自治体の取組

- ・各取組を連携・コーディネート
- ・好事例の横展開
- ・他業種における人材確保の取組との連携

- ・合同就職説明会の開催
- ・幼稚園向けアプリ開発
- ・仕事の魅力発信
- ・退職者への継続的な情報支援
- ・キャリアアドバイザーの配置

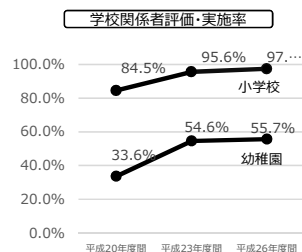
団体の取組

- ・園と協力した魅力的な教育実習
- ・継続的な職場インターン導入
- ・コミュニケーション・保護者対応
- ・退職者への継続的な情報支援

養成校の取組

背景

- 幼稚園教育要領は大綱的な基準であるため、それを踏まえ各園が自らの課題や強みを踏まえた教育課程や指導計画、指導方法を改善していく必要がある。
- 外国人幼児等や個別の教育支援計画の作成が必要であると判断している幼児の数は年々増加しており、受入に当たったる幼稚園教諭等の資質・能力の向上など、適切に指導上の配慮を行うための方策が求められている。
- 自己評価の義務、学校関係者評価の努力義務が課されているが、他学校種と比べて学校関係者評価の実施が進んでいない。1園当たりの教員数も少なく、評価の実施体制が弱い。
- 各園における評価の結果活用が十分ではなく、園内・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして一層の活用が必要。
- 形式的な評価にとどまることなく、PDCAサイクルの中で有効に機能する評価の在り方の検証が必要。



事業内容

指導の在り方等に関する調査研究

小学校教育との接続、家庭教育との連携、Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。(事業期間1年)

特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実に関する調査研究

【外国人幼児等】

- (1) 幼稚園における研修プログラムの開発：言語を体系的に教えるのではなく生活や遊びを通して教えるといった、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発を行う。(事業期間3年)
- (2) 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究：外国人幼児の受入に当たっての指導上の留意事項の整理や教材の在り方等に関する実証研究を実施する。(事業期間1年)

【障害のある幼児等】

- (1) 幼稚園における研修プログラムの開発：社会性や言語など、これから発達していく時期であるといった、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発を行う。(事業期間3年)
- (2) 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究：障害のある幼児等の受入に当たっての体制整備の在り方や指導上の留意事項等に関する調査研究を実施する。(事業期間1年)

学校評価に関する調査研究

- (1) 自治体等と連携した学校評価の実践研究：地域内のモデル園を指定し、園の実態に応じて専門家と連携しながら評価実施を支援する。(事業期間2年)
- (2) 評価の在り方についての実態検証：幼稚園における評価の実態について検証を行い、幼児教育の質の向上に向けた評価の在り方について提言等を行う。(事業期間1年)

期待される効果

- 幼児教育の実践に関する資料やデータの蓄積により、次期幼稚園教育要領の内容や、国が作成する指導資料の内容が充実
- 特別な配慮を必要とする幼児の受入に当たる幼稚園教諭等が必要な知識を得、幼児等の実態に応じた指導上の工夫が可能
- 各園における評価に基づいた教育活動・学校運営の改善

幼稚園教育課程の理解の推進

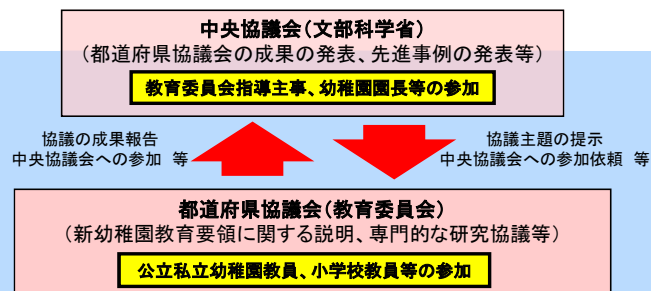
背景・目的

- 平成29年3月に新しい幼稚園教育要領が示され、平成30年4月から全面実施されている。
- 各幼稚園において新幼稚園教育要領の正しい理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

事業内容

幼稚園教育理解推進事業

各都道府県において行う幼稚園教育に関する専門的な研究協議等の成果を、中央協議会において発表・共有することで、さらなる幼稚園教育の振興・充実を図る。



幼稚園教育要領の実施のための指導資料の作成

新しい幼稚園教育要領に基づく教育活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方に関する指導資料を作成する。

- 令和元年度
指導資料第1集「指導計画の作成と保育の展開」について、幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などの内容を加筆し、改訂を行う。
- 令和2年度(案)
新幼稚園教育要領に基づいた以下の内容の指導資料を作成する。
・幼児期の教育と小学校教育の接続について

期待される成果

幼稚園教育要領の内容や、幼稚園教育要領に基づいた先進的な実践について理解することで、各幼稚園における適切な教育課程の編成・実施が促進される。

背景・目的

- 平成27年4月より質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」が始まったが、国際的にも幼児教育への関心が高まっている。現在、OECDにおいて、質の高い幼児教育を提供するための基礎データとなる国際比較調査事業等が計画されている。
- これらの事業等への参加により、現在は収集されていない国際比較可能な幼児教育・保育施設の保育者の活動実態に関するデータや、幼児教育の質の向上に関する各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることができる。

事業の主な概要

下記の事業へ参加し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

園レベルでの実態調査

- **OECD国際幼児教育・保育従事者調査** (International ECEC Staff Survey) ※9カ国が参加中
勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を2018年に調査し、分析結果を2019～2020年度にかけて公表予定。

行政レベルでの調査

- **幼児教育の多面的な質に関する調査研究** (Quality beyond Regulations in ECEC) ※参加国数未定
- 2019～2020年に各国における幼児教育の質向上に関する政策について調査し、幼児教育の多面的な質に関する政策フレームワークを作成予定。

両事業のデータをあわせて分析し、2021年度に最終報告書（幼児教育・保育白書第6巻）を公表予定。

- ※ 拠出金については、文部科学省、厚生労働省、内閣府で按分して負担。
- ※ 国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所で負担。

私立幼稚園施設整備費補助金

令和2年度予算額 490百万円 + 臨時・特別の措置495百万円
(前年度予算額 525百万円 + 臨時・特別の措置769百万円)

事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより、幼稚園の環境整備を図る。

対象事業内容

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1. 耐震補強工事 | … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化 |
| 2. 防犯対策工事 | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事 |
| 3. 新築・増築・改築事業 | … 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築 |
| 4. アスベスト等対策工事 | … 吹き付けアスベストの除去等 |
| 5. 屋外教育環境整備 | … アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備 |
| 6. エコ改修事業 | … 太陽光発電の設置、省エネ型設備の設置 |

補助率

- 地震による倒壊等の危険性が高い(※)施設の耐震補強工事 …【1/2以内】
(※) 非木造：Is値0.3未満、木造：Iw値0.7未満
- 上記以外 …【1/3以内】



事業概要

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

認定こども園施設整備交付金

2,524百万円 + 臨時・特別の措置504百万円
 (2,290百万円 + 臨時・特別の措置1,135百万円)

教育支援体制整備事業交付金

963百万円 (1,081百万円)

認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助
 (新增改築、大規模改修等)
- ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分
 (いわゆる幼稚園部分)
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- 負担割合： 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。
 既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。
 (改築、増改築等)
- ・私立幼稚園の耐震化経費
- 負担割合： 国1/2、事業者1/2
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。



防犯対策整備

- 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。
- ・幼稚園型認定こども園の防犯対策整備
- 負担割合： 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
- ※ 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における防犯対策整備については、厚生労働省所管の保育所等整備交付金で対応。



保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得等するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。
- 負担割合： 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2



幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- (1)施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。
 (2)新型コロナウイルスの感染拡大防止を防止する観点から、保健衛生用品(マスク、消毒液等)の購入等に要する経費を支援
- 負担割合： (1)認定こども園の場合…国1/2、事業者1/2
 (2)国10/10

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。
- 負担割合： 国1/2、事業者1/2

認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。
- 負担割合： 国1/2、事業者1/2



園務改善のためのICT化支援

- 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。
- 負担割合： 国3/4、事業者1/4



私立高等学校等経常費助成費等補助(幼稚園分)の概要

令和2年度予算額 272億円※
 (前年度予算額 271億円)

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

事業内容

一般補助

162億円※

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

- 園児一人当たりの単価を1.1%増
- 幼稚園教員の人材確保の取組に対する支援を引き続き実施

特別補助

110億円

幼稚園等特別支援教育経費 64億円(+1億円)

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が2人以上就園している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

・対象園児数：約1.7万人(+約200人)

教育改革推進特別経費(子育て支援推進経費) 47億円(前年同額)

預かり保育推進事業 36億円

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

・長時間預かりにおける加算単価の増：10万円～20万円

幼稚園の子育て支援活動の推進 11億円

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

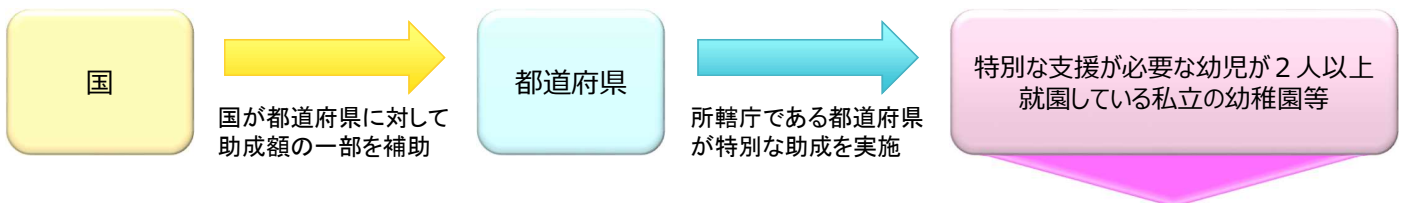
※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

事業の目的・必要性

- 子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施等の観点から、特別な支援が必要な子供への早期支援の必要性が高まっており、幼稚園等において適切な教育が受けられない事態を未然に防ぐとともに、幼児期の子育て支援の充実の観点からも、私立幼稚園における受入れに対する支援を行うことは重要である。

事業内容

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が2人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。



幼稚園等特別支援教育経費の推移（予算額・対象幼児数）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度
予算額	50億円	57億円	60億円	62億円	63億円	64億円
対象幼児数	1.3万人	1.5万人	1.6万人	1.7万人	1.7万人	1.7万人 (+約200人)

幼稚園等における特別支援教育の充実



134

教育改革推進特別経費（子育て支援推進経費）

令和2年度予算額 47億円
(前年度予算額 47億円)

事業内容

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、平成29年6月に策定された「子育て安心プラン」等を踏まえ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消等を目指すため、幼稚園における預かり保育や子育て支援活動を支援する。

預かり保育推進事業

36億円（前年同額）

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

令和2年度予算での対応

「子育て安心プラン」の内容や、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園等の状況を踏まえつつ、子ども子育て支援の更なる質の向上を図るため、長時間の預かり保育に係る単価を増額（10万円～20万円増）し、支援の充実を図る。



預かり保育推進事業単価表(令和2年度予算案における変更案)

① 通常の預かり保育	基礎単価	開園日の半分以上の日数、1日2時間以上開設			700,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
		預かり保育時間 5時間～6時間/日	預かり保育時間 6時間～7時間/日	預かり保育時間 7時間以上/日	
		100,000円	→ 300,000円	→ 500,000円	
預かり保育担当者数 2人/日	250,000円	500,000円	→ 850,000円	→ 1,150,000円	
預かり保育担当者数 3人以上/日	500,000円	820,000円	→ 1,300,000円	→ 1,650,000円	
② 長期休業日等預かり保育	基礎単価	(1) 長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上開設		80,000円	
	加算単価	(2) 休業日の19日以上の日数、1日2時間以上開設		150,000円	
		(1) 長期休業日	(2) 休業日		
預かり保育担当者数 2人/日		140,000円	200,000円		
預かり保育担当者数 3人以上/日		260,000円	370,000円		

幼稚園の子育て支援活動の推進

11億円（前年同額）

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

※括弧内は対前年度増減額。
単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

○ インクルーシブ教育システムを構築する上では、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効であり、既に各都道府県レベルでは、県全域を見通した「広域特別支援連携協議会」が設けられるとともに、「障害保健福祉圏域」や教育事務所単位での支援地域の設定などが行われている。それら支援地域内の有機的なネットワークを十分機能させるためには、保護者支援を行うこと、連絡協議会を設置すること、個別の教育支援計画を相互に連携して作成・活用することが重要である。

○ インクルーシブ教育システムの構築に当たり、障害のある子どもの地域における生活を支援する観点から、地域における社会福祉施策や障害者雇用施策と特別支援教育との一層の連携強化に取り組む必要がある。また、卒業後の就労・自立・社会参加も含めた共生社会の構築を考える必要がある。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会

(補助率) 国：1/3 都道府県・市町村・特別支援学校等を設置する学校法人：2/3

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップ^{※1}を支援

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
 → 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
 → 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築など

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進
 → 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

- ※1 当該補助事業については交付初年度から3年を限りとする。
- ※2 校外学習や登下校時の送迎車両に同乗する看護師の配置を含む。

II 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師(1,800人→2,100人)【拡充】

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による看護師配置^{※2}を支援

【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について(初等中等教育局長通知)
 学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。

② 外部専門家(348人)

特別支援学校における自立活動の充実を図るため、個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家との連携協力を支援

【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領 第7章 自立活動
 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い
 児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

【指導・支援体制整備】 712百万円(490百万円)

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する支援。

<支援メニュー>

- ・日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- ・ICTを活用した教育・支援
- ・高校生等に対する包括的な教育・支援 等

補助対象： 都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/3

定住外国人の子供の就学促進事業

就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援。

<支援メニュー>

- ・日本語指導、教科指導、母語指導
- ・就学状況・進学状況に関する調査
- ・日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

補助対象： 都道府県・市区町村等 補助率：1/3

【教員の指導力向上】

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業【拡充】

17百万円(0.7百万円)

教員等の資質・能力の向上を図るため、オンライン研修講座用の動画コンテンツや、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等向けの動画コンテンツを作成する。

- ①新しい研修講座についての検討委員会の開催
- ②ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化
- ③教員研修用動画コンテンツの作成(5本)
- ④外国人児童生徒等用動画コンテンツの作成(多言語)

【集住・散在地域に係る調査研究】

多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究【新規】

36百万円(新規)

外国人児童生徒等の一定地域への集住化、各地域への散在化、それぞれにおける課題を解決するため、先進的なプログラムの開発を行い、全国への普及を図る。

- ・教員養成課程を置く大学へ委託(4カ所)
- 集住地域(小学校・中学校)
- 散在地域(小学校・中学校)

外国人児童生徒等教育に係る研究協議会 1百万円(1百万円)

外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実に資するため、都道府県・指定都市・中核市等教育委員会間の連携強化及びネットワークを構築する。

<事業概要>

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む（以下、「幼稚園」という。））において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が幼稚園に配布する子供用マスク、消毒液等の一括購入等が必要となる経費や、幼稚園の設置者による感染防止用の備品等購入、幼稚園の消毒に必要な経費を補助する。

※「教育支援体制整備事業費交付金」の事業の一部として実施

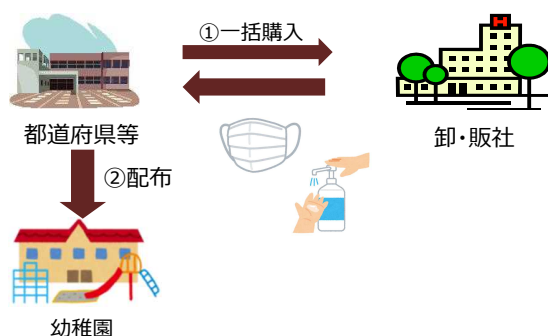
<実施主体> 都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園の設置者

<対象施設> 幼稚園、幼稚園型認定こども園

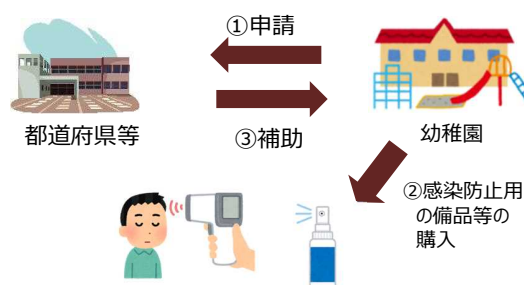
<補助基準額> 1施設あたり 500千円以内 ※令和元年度から実施

<補助率> 国 10/10

■ 都道府県等が一括購入するマスクや消毒液等の配布



■ 幼稚園の設置者感染防止用の備品等購入



その他

政府文書における幼児教育関係の記載①

○ 教育振興基本計画(平成30年6月15日 閣議決定)抜粋

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

<主として初等中等教育段階>

目標(1)確かな学力の育成

○ 幼児期における教育の質の向上

- ・ 子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進するとともに、幼児教育の内容の改善・充実や質の評価手法確立に向けた調査研究を進める。また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等など、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修についても充実を図る。

○ 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進

- ・ 各地域において、その実態を踏まえつつ、就学前から高等教育までの各段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育が推進されるようにするため、小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組む。これらとあわせて、隣接学校種の教員免許状の併有促進を働きかける。また、幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため、幼児と児童の交流や幼稚園等と小学校の教師等の合同研修など、幼稚園等と小学校が連携した取組の一層の推進を図る。さらに、高大接続改革の着実な推進を図る。

目標(2)豊かな心の育成

○ 子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成

- ・ 多世代交流や異年齢交流の活動を重視した学習指導要領の着実な実施を図るとともに、様々な体験を通じて学びに向かう姿勢や態度を育成するよう、幼児期からの教育の質の向上に取り組む。

<生涯の各段階>

目標(5)社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

○ 各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進

- ・ 幼児期の教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進する。(略)

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標(14)家庭の経済状況や地理的条件への対応

○ 教育へのアクセス向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ・ 子供たちの誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、教育費の負担軽減を図る。
幼児教育について、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置を平成31(2019)年10月から全面的に実施することを目指す。(略)

○ 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日 閣議決定)抜粋

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

① 幼児教育・保育の無償化等

2019年10月から、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を所得制限なく無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する¹⁸。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。

待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を着実に進める。

幼児教育・保育の質の確保・向上を行う。認可外保育施設の認可施設への移行を加速化する。企業主導型保育事業については、待機児童対策への貢献や多様な働き方への対応等の意義を確認しつつ、子供の安全第一の観点から、保育の質の確保・向上を重視し、審査、指導監査、地方自治体との連携の在り方を見直すなど、円滑な実施を図る。

⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。子ども・子育て支援新制度の見直しに係る検討を進める。(略)

¹⁸ 認可外保育施設については、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方がいることから、代替的な措置として無償化の対象とした。原則、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要であるが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、5年間の猶予期間を設けることとした。なお、待機児童の状況等が地域によって大きく異なることを踏まえ、市町村が地域の実情に応じて柔軟な運用ができるよう、市町村が、保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組みを設けている。地方が支援する無償化対象でない施設については、実態把握を進めるとともに、子育て支援の観点から国と地方の役割を検討する。